

H14_ 都市計画提案制度等に対応した新しいオープンスペース創出手法に関する調査

調査項目 都市計画提案制度等に対応した新しいオープンスペース創出手法に関する調査

調査年次 平成14年度(4次調査) 章番号〔 〕

目的

分権化、都市再生、規制緩和、民間参画、財政難等地方自治体を取り巻く状況を踏まえた新たなオープンスペース確保に向けた制度の提案、事業手法提案を行う。

概要

長期未着手都市計画公園・緑地の実態と課題を明らかにし、長期未着手公園緑地の取り組み方向性を検討し、事業整備手法、整備促進手法、新たな制度の3つの視点から9つの手法の提案を行った。

結果

公園緑地行政にとっての意義と課題

長期未着手部分を抱える都市公園の場合 審議会で「変更必要なし」の場合、速やかに事業化できない説明責任が発生し、財政上理由であれば事業優先順位がアップする。「変更する」の場合、既設開設部分の公園機能、買収済み(未開設)部分が分散的の場合、取扱いに課題が残る。

提案者を土地所有者等としていることの限界 地域制緑地の場合は、周辺市民の要望には応えにくいケースが予測される。

受け皿の必要性 民間、住民の提案による都市施設整備に対応した事業手法の拡充・新設が必要。

市民の目線にたった公園緑地施策の展開 公園緑地に対する市民ニーズの多様化への対応における公園緑地政策の中での位置づけ、担保についての検討必要。また、地域社会形成の拠り所としての公園緑地の可能性についても検討が必要。

新たなオープンスペース確保に向けた基本的な考え方

都市全体における各公園・緑地の整備の優先順位を確立 都市計画上の必要性(都市施設としての重要性・必要性、緑の基本計画での位置づけ、配置計画、量の確保、防災上の必要性、地域環境計画等での位置づけ) / 当該公園機能確保からの必要性(面積確保からの必要性、施設整備の上での敷地の必要性、公園の一体性確保の上での必要性) / 長期未着手区域の整備効果(地域の公園機能の充足の貢献度からみた必要性、費用帯効果からみた整備効果)

都市計画提案制度への対応の考え方 長期未着手部分を抱える都市公園・緑地の場合、遅滞なく提案を踏まえた計画決定又は変更の必要があるか検討。 / 他の都市計画の決定変更と一体化した提案は、公園配置や提案区域のまちづくりの方向性等を総合的に勘案する必要がある。 / その他の場合、総合的まちづくりの視点、シビルミニマムの整備水準を越えた都市施設の整備のあり方、これまで見過ごされてきた公園緑地に対する住民の視点等について対応方針を定めておく必要がある。

新たな長期未着手公園・緑地の整備手法

『事業整備手法』: 立体型公園整備手法、容積移転型公園整備手法、土地交換分合型公園整備手法、飛び換地型公園整備手法

『整備促進手法』: 借地手法、境内地公園協定手法

『新たな制度』: 地区指定公園、地区制公園、都市計画変更

課題

調査結果の反映等

調査項目 都市計画提案制度等に対応した新しいオープンスペース創出手法に関する調査

調査年次 平成14年度(4次調査) 章番号〔 〕

キーワード

整備手法、都市計画提案制度、長期未着手公園、新たな制度

事例公園等

名古屋市 昭和橋公園、松葉公園

大阪市 夕陽丘公園

東京都 祖師ヶ谷公園、神代公園、篠崎公園